

[沿革] 平成16年9月例規（警）第46号 平成17年12月例規（警）第49号
平成20年6月例規（警）第57号 平成30年4月例規（刑）第9号
令和4年7月例規（警）第26号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成11年4月8日から実施することとしたので、効果的な運用を図りたい。

千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム設置要綱

第1 趣旨

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、その直接的な被害だけでなく、その結果として生ずる精神的被害、経済的被害等多くの被害を受けている。中でも、精神的被害の問題は、極めて深刻であり、犯罪等により著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要としている犯罪被害者等が多数認められるところである。

このような現状を踏まえ、犯罪被害者等の受けた心の傷に対する組織的な支援を行うため、この度、犯罪被害者等へのカウンセリングに関して高度な知識を有するカウンセラー（以下「カウンセラー」という。）で構成する千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（以下「カウンセラーチーム」という。）を設置し、犯罪被害者等支援を強力に推進するものである。

第2 任務

カウンセラーの任務は、次のとおりとする。

- （1）殺人、強制性交等（刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）に規定する強姦を含む。）、強制わいせつ、死亡ひき逃げ事件等の犯罪被害者等のうち、精神的被害の大きいものに対し、その精神的被害を軽減するため、初期的なカウンセリングを実施する。
- （2）犯罪被害者等への接し方、相談業務等に関する助言、指導及び教養を実施する。

第3 カウンセラーの指定及び指定の解除

- 1 カウンセラーチームを構成するカウンセラーの指定及び指定の解除の上申は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が行うものとし、カウンセリングに関する資格又は専門知識を有する警察職員の中から適任者を選定し、当該適任者の所属長と協議の上、警務部長を経由して本部長に行うものとする。
- 2 本部長は、警務課長の上申に基づき、別に定めるところによりカウンセラーの指定及び指定の解除を行うものとする。

第4 運用

- 1 所属長は、カウンセラーによるカウンセリングを必要と認めるときは、電話により、警務課長に派遣を要請するものとする。
- 2 カウンセラーの派遣要請を受けた警務課長は、派遣を必要と認めるときは、カウンセラーの派遣を要請した所属長と協議の上、必要な回数派遣するものとする。また、犯罪被害者等が希望する場合は、部外のカウンセラーをそのカウンセリングに充てることができるものとする。

第5 結果報告

- 1 カウンセラーは、カウンセリング実施の都度、その結果を派遣先所属長及び警務課長に報告するものとする。
- 2 前1による報告については、電磁的記録の作成及び登録をもって行うものとする。

第6 運用上の留意事項

- 1 カウンセラーは、担当捜査員と緊密な連携を図るとともに、カウンセリングの実施に当たっては、犯罪被害者等の希望等により、署相談室等適当と認められる場所を選定し、これを行うものとする。
- 2 カウンセリングは、警察組織の犯罪被害者等支援活動の一環として行うものであるため、長期にわたる場合又は医療機関による治療が必要な場合は、関係機関への引継ぎ又は紹介を行うものとする。

第7 事務局

カウンセラーチームの運用等に関する事務は、警務部警務課において行うものとする。